

入札公告(業務委託)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月22日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 特別高圧受変電設備等点検業務委託(令和2～3年度)
- (2) 業務場所 高速2号東山線(吹上～高針)
- (3) 業務内容 本業務は、特別高圧受変電設備等の定期点検を行う業務である。
 - ・受変電設備点検 一式
 - 受電所 2箇所
 - トンネル変電所 3箇所
 - 変電塔 6箇所
 - ビル配電所 1箇所
 - ・自家発電設備点検 一式
 - 原動機発電設備 2箇所
 - ・電線路設備点検 一式
 - 電力ケーブル 8区間
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年3月15日(火)まで
- (5) 本業務は予定価格の事前公表業務です。
予定価格 金109,200,000円(消費税及び地方消費税抜き)
- (6) **本業務は、最低制限価格を設定しています。**
- (7) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム(CALS/EC)』(以下「電子入札システム」という。)により行う(以下「電子入札」という。)対象業務です。
なお、電子入札システムにより難しい者は名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (8) 本業務の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の工種を選択してください。
電子入札システムで選択する工種 「電気工事」

2 競争参加資格

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3条の規定に該当しない者であること。

- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成 19 年 7 月 2 日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 公社の電気工事に係る令和 2・3 年度の一般競争有資格業者の決定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 愛知県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 平成 22 年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡しが完了した、公社、国の機関※、地方公共団体※、公益法人※又は公益民間企業※が発注した同種業務を施行した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る。

※コリンズ・テクリス検索システムで使用している発注機関情報による。

- ・同種業務：高圧以上の受変電設備又は自家発電設備に係る維持、点検、補修工事、新設工事又は更新工事

- (7) 次に掲げる要件ア及びイを満たす主任技術者を専任で配置できること。

ア 下記のいずれかの要件を満たす者

- (ア) 10 年以上の実務経験を有する者
- (イ) 1 級電気工事施工管理技士又は 2 級電気工事施工管理技士の資格を有する者
- (ウ) 技術士〔建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門（「建設」又は「電気電子」）〕の資格を有する者
- (エ) 第一種電気工事士又は第二種電気工事士で 3 年以上の実務経験を有する者
- (オ) 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者で 5 年以上の実務経験を有する者
- (カ) 建築設備士で 1 年以上の実務経験を有する者
- (キ) 1 級計装士で 1 年以上の実務経験を有する者
- (ク) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校は 5 年以上、大学若しくは高等専門学校は 3 年以上の実務経験を有する者

(ア)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ) 及び (ク) の実務経験は、電気設備に係る維持、点検、補修工事、新設工事又は更新工事の経験とする。

イ 平成 22 年度以降申請書提出日までに元請けとして引渡しが完了した、(6) に掲げる機関が発注した同種業務に従事した経験を有する者

- (8) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成 9 年通達第 8 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）
電話052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和2年7月22日（水）午前10時00分から令和2年9月8日（火）午後4時00分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 申請資料の提出期限、場所及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出して下さい。

ア 期 間 令和2年7月22日（水）午前10時00分から
令和2年8月7日（金）午後4時00分までの電子入札システム稼動
時間（電子入札システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」
という。）を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 場 所 公社会計課

ウ 方 法 申請資料を、電子入札システムにより公社会計課に送信してください。
アの期間の経過後に受信した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 競争参加資格の確認結果は、令和2年8月26日（水）までに電子入札システムにより通知します。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和2年9月4日（金）午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」とします。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書（以下「入札書等」という。）は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和2年9月7日（月）午前10時00分から

令和2年9月8日（火）午後4時00分までの電子入札システム稼動時間
（電子入札システムの稼動時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 入札回数 1 回

ウ 開札

（ア）年月日 令和2年9月9日（水）

（イ）場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

4 その他

（1） 入札保証金及び契約保証金

ア 入 札 保 証 金 免除

イ 契 約 保 証 金 免除

（2） 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札

エ 代表者変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札

オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号）において示す入札に関する条件に違反した入札

（3） 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第2号）第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、最低制限価格を下回った入札は失格とします。

（4） 契約書作成の要否 要

（5） 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

（6） 詳細については入札説明書によります。

（7） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

- ア 企業の業務実績
- イ 配置予定技術者の業務実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

- ア 企業に関する事項の業務の実績
- イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類
- (2) 業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた

取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、以下のとおり取り扱うので、お知らせします。

競争参加資格申請書、技術資料及び委託費内訳書等の押印について

電子入札システムにより提出をするときは、押印は不要ですが、紙入札方式により参加する等により、押印が必要となる場合において、押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証又は健康保険被保険者証等の写し)を添付することにより、押印は不要とします。